

平成10年9月10日

ふるさとひょうごカムバックプラン2

—— 兵庫県に戻る意向のある方の登録制度を実施！ ——

これまで、平成8年12月に策定した「ふるさとひょうごカムバックプラン」に基づき、県外居住被災者を把握するための取り組みやさまざまな支援施策を行ってきました。（別紙）

仮設住宅入居者の住宅確保については概ね見通しがたったことから、10月には、仮設住宅入居者枠ではなく被災者枠とした約3,000戸の公営住宅の募集が行われます。

そこで、「ふるさとひょうごカムバックプラン」に加え、県外にお住まいの被災者の方の一層の把握に努めるとともに、兵庫県に戻る意向のある方を登録して、個別に必要な支援につないでいく「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定します。

1 県外にお住まいの被災者の把握

(1) 全国紙の紙面購入等による呼びかけ 10月27日

公営住宅の募集が予定されている10月末に、全国紙の紙面購入やマスコミ等への広報依頼を行い、県外居住被災者専用フリーダイヤルに連絡していただくよう呼びかける。

県外居住被災者専用フリーダイヤル（通話無料） 0120-78-4133

(2) 全国都道府県及び市町村広報紙への掲載依頼

全国の都道府県及び市町村（3,187自治体）に、9月下旬から10月にかけて県外居住被災者への呼びかけ記事の掲載を依頼する。

(3) インターネットの活用による呼びかけ

県外にお住まいの被災者の方への情報提供や呼びかけなどを行うコーナーを、10月1日（木）に兵庫県のホームページに新設します。

2 兵庫県に戻る意向のある方の登録制度実施

(1) 兵庫県に戻る意向のある方の登録制度を11月2日（月）からスタートします。

すでに把握している被災者の方、また、上記によって把握したすべての被災者の方に「返信用はがき」【県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」第16号（~~10月下旬~~発行）に同封】を送付して、登録を呼びかけます。

10月23日

(2) 登録者の意向に応じて、個別に相談や情報を提供する。

① 住まい

《公営住宅への入居希望者》

ア 公営住宅への入居希望者には、募集申込案内書を個別にお送りし、希望に応じて相談を行う。

イ 住民票を県外に移したが、家屋未解体で、県営住宅に入居申込をすることができない方などについては、その特例措置について検討する。

【住宅管理課 内線4775】

《民間賃貸住宅への入居希望者》

民間賃貸住宅家賃負担軽減や民間賃貸住宅への入居を希望される方には、神戸中央総合住宅相談所から個別に連絡して相談を行う。

【神戸中央総合住宅相談所 360-2536】

《持家再建予定者》

兵庫県内で持家再建をお考えの方には、持家再建支援策の案内書送付に加えて、神戸中央総合住宅相談所から個別に連絡して相談を行う。

【神戸中央総合住宅相談所 360-2536】

② 福祉施設等への入所

兵庫県内のケアハウス、軽費老人ホーム等の入所を希望される方に個別に連絡して相談を行う。

【長寿社会課 内線2950】

③ 生活資金

被災者自立支援金の支給、生活復興資金貸付（県外居住被災者用郵送特例）などのほか、意向に応じて「知っておきたい暮らしの資金情報」などの送付や生活復興推進課から個別に連絡して相談を行う。

【生活復興推進課 362-4022】

④ 仕事

兵庫県内での仕事を希望される方には、全国都道府県公共職業安定所と連携して、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）で個別に相談に応じる。

【職業安定課 内線3796】

⑤ 相談・情報の提供

県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」の送付、フリーダイヤルによる県外居住被災者専用電話相談などのほか、県の職員が県外に出向き施策の説明や相談を行うとともに、インターネットを活用して県外居住被災者向け情報の提供等を行う。

【生活復興推進課 内線2312】

⑥ 交流会への参加など

こころのケアセンターによる茶話会を支援するほか、希望される方には、全国各地で開催されている被災者交流会の開催情報を提供する。

【こころのケアセンター本部 078-512-2856】

【生活復興県民ネット 078-393-7625】

⑦ 宿泊費の一部補助

住宅の下見や仕事さがしなどで、被災地内の宿泊施設を利用した場合に、宿泊費の一部を補助する。

【生活復興推進課 内線2312】

(別紙)

これまで県が行ってきた県外居住被災者のための取り組み

1 県外居住被災者を把握するための取り組み

- (1) 全国紙の紙面購入の活用やマスコミへの広報依頼による呼びかけ
- (2) 全国の都道府県及び市町村への広報依頼による呼びかけ（現在までに214自治体で掲載済）
- (3) 震災復興総合相談センターの電話相談（フリーダイヤル）による把握
- (4) 被災各市町の県外居住被災者への広報紙送付リストを基に把握
- (5) 全国で開催されている県外居住被災者のための交流会などに県の職員が参加して把握

○ 上記により把握した方に送付している「ひょうご便り」に「返信用はがき」を添付して意向を聞いている。

2 現在行っている県外居住被災者のための支援施策

平成8年12月に策定した「ふるさとひょうごカムバックプラン」に基づいて、民間賃貸住宅家賃負担軽減等の住宅施策、被災者雇用奨励金や全国都道府県公共職業安定所への職業紹介の依頼等の雇用施策、フェニックス活動助成や震災復興ボランティア活動助成等の活動費助成、被災地の宿泊施設を利用した場合の宿泊費の一部補助などの支援策を総合的に展開している。

持ち家再建や事業再開等支援事業を除き、県外居住被災者にも、被災者自立支援金や生活復興資金貸付（県外居住被災者用郵送特例）等も含め、同等の支援が行われている。

これらの施策についての相談・情報提供は、フリーダイヤルによる県外居住被災者専用電話相談（毎日、震災復興総合相談センター）、県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」（概ね2カ月に1度、公営住宅募集時等追加発行）を中心に行っている。

また、「ひょうご便り」に返信用はがきを添付し、住まい、仕事、地元での被災者交流会参加、県内福祉施設入所等の意向に沿って個別対応している。

【県内・県外を問わず実施している主な事業】

事業	概要
《住宅》 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 (都市政策課)	震災によって住宅を失った中低所得層の被災者が、賃貸する民間賃貸住宅について家賃の初期負担を軽減する。 ・ 県外居住者の交付決定件数 1,814件 [総件数21,862件のうち] (7.15現在)

事 業	概 要
<p>《貸付等》 生活復興資金貸付制度 (生活復興推進課)</p> <p>政府系中小企業金融機関・環境衛生金融公庫災害復旧資金利子補給 (金融課・生活衛生課)</p> <p>被災者自立支援金 (生活復興推進課)</p>	<p>被災者の生活復興を支援するため、必要な資金を実質無利子で貸付ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外居住者への貸付実行件数 583件 [総件数21,814件のうち] (7.31現在) <p>政府系金融機関の災害復旧貸付を借り入れた被災した中小企業者等に対する利子補給を行う。(事業所の建物が、全・半壊した中小企業等) (県内で事業を再開した者のみを対象)</p> <p>「被災者生活再建支援法」の付帯決議及び現行の支援制度を踏まえ、被災者の生きがいある自立生活の再建を支援するため、被災者自立支援金を支給する。</p>
<p>《雇用促進》 被災者雇用奨励金の支給 (雇用開発課)</p> <p>離職者生活安定資金貸付 (労働福祉課)</p>	<p>震災により住居が全・半壊した被災者を新たに雇用した事業主に雇い入れた被災者1人当たり50万円の奨励金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外居住者への支給件数 32件 [総件数 7,859件のうち] (7.31現在) <p>震災等により離職を余儀なくされた者に、求職活動に必要な資金を融資する。</p>
<p>《交流活動などへの支援》 震災復興ボランティア活動助成 (生活創造課)</p> <p>元気アップ自立活動助成 (こころ豊かな人づくり推進課)</p> <p>フェニックス活動助成 (生活復興県民ネット)</p>	<p>被災者の自立等を支援するボランティア活動の円滑な継続を図るとともに、活動のネットワーク化を推進するため、震災復興ボランティアグループ(5人以上)に活動経費の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外の団体への交付決定件数 33件 [総件数4,536件のうち] (H8.4.1~H10.7.31) <p>被災者自らが手を携え、自立復興を目指すグループが開設するセミナーに対して助成するとともに、各グループが自ら企画・実施する報告・交流会開催の支援を行う。</p> <p>県民の広範なエネルギーを結集し、県民が共に生活復興を進めていくために、「生活復興県民ネット」の参加団体や被災者の自主グループ、ボランティアグループ等が同ネットの提唱する運動に取り組む際の活動経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外居住者のための支援活動を行う団体への交付決定件数 一般活動助成 39件 [総件数240件のうち] (7.31現在) 団体連携活動助成 5件 [総件数 35件のうち] (7.31現在)

【県内のみを対象にした事業】

事業	概要
持家再建支援事業 (都市政策課ほか)	被災者向けの住宅資金融資を利用した一定の要件を満たす方への 利子補給などを行っている。
事業再開等支援事業 (金融課)	事業を再開していない被災小規模事業者の事業再開、または勤務 していた企業が被災し離職した方の新規開業を支援するため、経営 指導を行い、所定の要件を満たす方に貸付けを行い、事業再開者は 事業所、新規開業者は、住居が全・半壊した場合に3年間利子補給 を行う。

【県外のみを対象にした事業】

事業	概要
県外被災者向け情報紙 「ひょうご便り」の発行 (生活復興推進課)	県外に居住する被災者の自立復興に向けて必要な情報を提供する ため、情報紙を発行し、送付する。 また、随時、「返信用はがき」を同封し、意向の確認、兵庫県に 戻りたい人の登録、意向に沿った個別の情報提供などを行う。 ・発行回数14回 発行部数 10,000部(8.31現在)
フリーダイヤルによる電話相談 の実施 (震災復興総合相談センター)	県外に居住する被災者が、震災復興関連の情報入手や生活再建上 の様々な問題について、県外の遠隔地から気軽に相談できるよう、 フリーダイヤルによる電話相談を実施する。 ・相談件数 4,792件(8.31現在)
ふるさとひょうごキャラバン隊 の派遣(生活復興県民ネット)	生活復興県民ネット参加団体が県外へ出向きお互いの被災体験や その後の復興状況を語り合うことにより、兵庫県に帰りたいと願う 県外居住者同士の仲間づくりの機会を提供する。 ・実施回数 1.1回(8.31現在)
被災地の宿泊施設を利用した場 合の宿泊費の一部補助 (ふるさとひょうごカムバック ステイ応援事業) (生活復興推進課)	県外に居住する被災者が、情報収集や諸手続き、元住んでいた地 域の人々との交流などのため、被災地内の宿泊施設を利用した場合 に、宿泊費の一部を補助する。 ・交付決定件数 99件(8.31現在)
ふるさとひょうごカムバック支 援事業 (生活復興推進課)	意向に応じて、県や市の職員が、県外に出向き、支援施策の説明 や相談に応じる。 ・実施回数 5回(8.31現在)